

△招 集

川越地区消防組合告示第九号

令和七年川越地区消防組合議会第三回定例会を次のとおり招集する。

一日 時 令和七年十月一日 午後一時

二場 所 川越地区消防局 三階講堂

令和七年九月二十四日

川越地区消防組合管理者

森

田

初

恵

△会 期

令和七年十月一日 一日間

### △議事順序

#### 午後一時開会

一、日程第一については、補欠選挙による当選者の議席の指定及び一部変更を行う。

二、日程第二、第三、第四については、会期を一日間と定め、議案提出書を公表し、地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者を報告する。

三、日程第五、議案署名議員指名については、

矢内秀憲議員

牛窪喜史議員

を指名する。

四、日程第六については、令和七年三月二十八日以降受理した監査結果を報告する。  
五、継続審査となっていた日程第七を議題とし、委員長報告の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

六、続いて、日程第八以下については、提出案を単独議題とし、提案理由の説明の後、質疑、討論、採決の順により審議を行う。

なお、追加議案の提出があった場合は、日程に追加し、審議を行う。

七、一般質問の通告がある場合は、日程に追加し、これを実施する。

この予定は、時間延長しても終了する。

以上をもって第三回定期例会を閉会する。

### △議事日程

#### 令和七年十月一日 午後一時開議

日程第一 議席の指定及び一部変更について

会期決定について

議案提出書の公表について

地方自治法第二百二十一条第一項の規定による出席者の報告について

議案署名議員指名について

### △議事順序

#### 監査結果の報告について

監査結果の報告について

消防作業舎及び訓練施設等に関することについて  
令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

議案第一〇号 救助工作車の取得について

議案第一一〇号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

議案第一一三号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一一四号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一一五号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一一六号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一一七号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一一八号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一一九号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二〇号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二一号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二二号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二三号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二四号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二五号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二六号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二七号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二八号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二九号 消防ポンプ自動車の取得について

議案第一二〇号 消防ポンプ自動車の取得について

|      |       |    |      |       |    |
|------|-------|----|------|-------|----|
| 第九番  | 柿田 有一 | 議員 | 第一〇番 | 高橋 剛  | 議員 |
| 第一一番 | 片野 広隆 | 議員 | 第一二番 | 小ノ澤哲也 | 議員 |
| 第二三番 | 吉野 郁恵 | 議員 |      |       |    |

## △欠席議員（なし）

## △地方自治法第二百二十二条第一項の規定による議場に出席した理事者

|          |      |      |      |
|----------|------|------|------|
| 管理者      | 森田 初 | 管理   | 森田 初 |
| 副管理者     | 藤間   | 副管理  | 藤間   |
| "        |      | "    |      |
| 会計管理者    | 栗原   | 会計管理 | 栗原   |
| 消防局長     | 大谷 清 | 消防局  | 大谷 清 |
| 次長       | 竹内 太 | 次長   | 竹内 太 |
| 川越北消防署長  | 神山 玲 | 川越北  | 神山 玲 |
| 川越中央消防署長 | 木村 仁 | 川越中央 | 木村 仁 |
| 川越西消防署長  | 杉浦 宽 | 川越西  | 杉浦 宽 |
| 川島消防署長   | 昭也   | 川島   | 昭也   |
| 総務課長     | 幸也   | 総務   | 幸也   |
| 予防課長     | 眞也   | 予防   | 眞也   |
| 警防課長     | 哲也   | 警防   | 哲也   |
| 救急課長     | 之    | 救急   | 之    |
| 指揮統制課長   | 澤    | 指揮   | 澤    |
| 監査委員     | 本    | 監査   | 本    |
| "        | 澤    | "    | 澤    |

|      |       |
|------|-------|
| 書記長  | 黒澤 博行 |
| 書記   | 田中 尚  |
| "    | "     |
| 瀬沼 健 | 瀬沼 健  |

## △議場に出席した職員

|      |       |
|------|-------|
| 書記長  | 黒澤 博行 |
| 書記   | 田中 尚  |
| "    | "     |
| 瀬沼 健 | 瀬沼 健  |

## △開会（午後一時九分）

○桐野 忠議長 出席議員が定足数に達しておりますので、令和七年川越地区消防組合議会第三回定期例会の議会は成立しております。

これより開会いたします。

## ○桐野 忠議長 直ちに議会を開きます。

御報告申し上げます。九月十六日に川越市議会選出の村山博紀議員から議員の辞職願が提出され、同日付で、閉会中のため議長において辞職を許可しました。この議員の欠員に伴いまして九月二十九日、川越市議会において消防組合議員の補欠選挙が行われ、高橋剛議員が当選されました。さらに、高橋剛議員につきましては、閉会中のため議長において九月二十九日に消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会委員に指名いたしました。

以上で報告を終わります。

## △日程第一 議席の指定及び一部変更について

○桐野 忠議長 日程に入ります。

日程第一、議席の指定及び一部変更についてを議題といたします。

会議規則第一条によりその例によることとされた川越市議会議規則第四条第二項の規定により、今回新たに当選されました高橋剛議員の議席を指定いたします。

|             |    |
|-------------|----|
| 新消防庁舎建設準備室長 | 本澤 |
| 監査委員        | 佐藤 |
| "           | 本  |
| 片野 広        | 山本 |
|             | 雄一 |
|             | 和徳 |
|             | 明一 |
|             | 哲也 |
|             | 之  |
|             | 哲也 |
|             | 之  |

高橋剛議員の議席を第六番と定めます。

さらにお諮りいたします。今回新たに当選されました議員の議席の指定に関連し、会議規則第一条によりその例によることとされた川越市議会会議規則第四条第三項の規定により、議席の一部を変更したいと思います。その議席番号及び氏名を書記に朗読させます。

(原田 剛書記 朗読)

第六番 栗原 瑞治 議員  
第七番 吉敷賢一郎 議員  
第八番 小林 薫 議員  
第九番 柿田 有一 議員  
第一〇番 高橋 剛 議員

以上です。

○桐野 忠議長 ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、ただいま朗読したとおり議席の一部を変更することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午後一時十二分 休憩

午後一時十二分 再開

△日程第二 会期決定について

○桐野 忠議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第二、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。川越地区消防組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本組合議会第三回定例会の会期を本日一日間とすることに決定いたしました。

△日程第三 議案提出書の公表について

○桐野 忠議長 日程第二、議案提出書の公表についてを議題といたします。  
管理者より議案提出書が送付されましたので、書記に朗読させます。

(原田 剛書記 朗読)

川消総発第三八一号

令和七年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合管理者 森田 初 恵

議案の提出について（通知）

令和七年本組合議会第三回定例会に、次の議案を提出いたします。

記

- 一 令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について
- 二 救助工作車の取得について
- 三 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 四 消防ポンプ自動車の取得について
- 五 消防ポンプ自動車の取得について
- 六 川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約について
- 七 川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約について
- 八 川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約の変更について
- 九 川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約の変更について
- 一〇 川越地区消防局・川越北消防署新築給排水その他設備工事請負契約の変更について

令和七年川越地区消防組合議会第三回定期例会会議録

ついて

一一 令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算（第二号）

○桐野 忠議長 以上で公表を終わります。

△日程第四 地方自治法第百二十二条第一項の規定による出席者の報告について  
○桐野 忠議長 日程第四、地方自治法第百二十二条第一項の規定による出席者の報告についてを議題いたします。

管理者、監査委員より通知のありました出席者については、配布しておきましたので御了承願います。

川消議会発第三六号

令和七年九月二十四日

川越地区消防組合管理者

森田 初恵 様

出 席 要 求 書

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠

地方自治法第百二十二条第一項の規定により、十月一日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定期例会に議会の審議に必要な説明のため、管理者並びにその委任を受けた者の出席を要求します。

川消総収第三六五号

令和七年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

出 席 要 求 書

川越地区消防組合管理者 森田 初恵

要求により、令和七年本組合議会第三回定期例会に、別紙の者が出席します。

管理者 森田 初恵

川消監収第二六号

副管理者

栗原 間也

浅見 鉄也

大谷 浩

武笠 篤

竹内 清秋

神山 玲之

太田 太

長澤 俊幸

木村 寛

落合 昭仁

杉浦 力也

木澤 哲也

水村 泰之

本澤 力也

小久保 和徳

山村 雄一

新消防庁舎建設準備室長

指揮統制課長

警防課長

救急課長

予防課長

指揮統制課長

警防課長

救急課長

新消防庁舎建設準備室長

川消議会発第三六号

令和七年九月二十四日

川越地区消防組合監査委員 様

出 席 要 求 書

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠

地方自治法第百二十二条第一項の規定により、十月一日午後一時開会の川越地区消防組合議会第三回定期例会に議会の審議に必要な説明のため、出席を要求します。

要求により、令和七年本組合議会第三回定期例会に、別紙の者が出席します。

令和七年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠様

川越地区消防組合監査委員

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明  
同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

要求により、令和七年川越地区消防組合議会第三回定例会に、説明のため下記の者が出席します。

記

川越地区消防組合監査委員 佐藤 明

片野広隆

△日程第五 会議録署名議員指名について

○桐野 忠議長 日程第五、会議録署名議員指名についてを議題といたします。

会議規則第二条ただし書及び会議規則第一条により、その例によることとされた川越市議会会議規則第八十八条の規定により、

矢内秀憲議員

牛窪喜史議員

を指名いたします。

△日程第六 監査結果の報告について

○桐野 忠議長 日程第六、監査結果の報告についてを議題といたします。

監査委員より、令和七年三月二十八日以降本日までに八件の監査結果の提出がありましたので、報告いたします。

川消監発第四一号

令和七年三月二十八日

川越地区消防組合議會議長 小澤哲也様

川消監発第九号

令和七年五月二十三日

令和七年川越地区消防組合議会第三回定例会会議録

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度二月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第六号

令和七年四月二十三日

川越地区消防組合議會議長 小澤哲也様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明  
同 小林 薫

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度三月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第八号

令和七年五月二十三日

川越地区消防組合議會議長 様

川越地区消防組合監査委員 佐藤明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度出納整理期間（四月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第四一号

令和七年三月二十八日

川消監発第九号

令和七年五月二十三日

川越地区消防組合議会議長 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明  
同

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度四月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一二号

令和七年六月二十三日

川越地区消防組合議會議長 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和六年度出納整理期間（五月）分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第一三号

令和七年六月二十三日

川越地区消防組合議會議長 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

△日程第七 消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

○桐野 忠議長 日程第七、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを議題といたします。

本件は、令和七年六月二十七日開会の第二回臨時会において、地方自治法第百九条第八項の規定により、閉会中の継続審査として消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員会に付託したものです。よって、委員長より審査の経過並びに結果について報告を願います。

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長、柿田有一議員。

（柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長登壇）

○柿田有一消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長報告を申し上げます。

川消監発第一六号

令和七年七月二十三日

川越地区消防組合議會議長 桐野 忠様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明  
片 野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度六月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

川消監発第二二号

令和七年八月二十二日

川越地区消防組合議會議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合監査委員 佐 藤 明  
片 野 広 隆

出納検査の結果について（報告）

地方自治法第二百三十五条の二第一項の規定に基づき、令和七年度七月分例月出納検査を執行したので、同条第三項の規定によりその結果に関する報告を提出する。

本特別委員会は、令和七年六月二十七日開会の第一回臨時会において地方自治法

第一百九条第八項の規定に基づく継続審査の付託を受けました消防庁舎及び訓練施設等に関することについてを審査いたしましたので、その経過並びに結果について御報告申し上げます。

九月二十五日の会議では、消防庁舎及び訓練施設等に関することについてとして、建設スケジュールについてを議題とし、理事者より資料を基に説明を受け、種々質疑が行されました。次に、今後の進め方についてを議題とし、委員間で協議を行いましたところ、委員長発議として、本特別委員会に付託を受けました付議事件は、本組合における重要な課題であり、引き続き庁舎棟新築工事や訓練塔新築工事等が進められており、これらの工事について調査する必要があることから、地方自治法第百九条第八項の規定に基づく継続審査といたしたい旨会議に諮りましたところ、全員異議なく、本件を継続審査とすることに決定いたしました。

これをもって本特別委員会の報告を終わります。

令和七年十月一日

消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長 柿 田 有 一

○桐野 忠議長 以上で委員長報告は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより本件につき質疑、討論、採決を行います。

委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。一質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。一討論はありませんので、これより本件の採決を行います。

委員長報告は、地方自治法第一百九条第八項の規定による継続審査であります。よつて、本件を消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査と

することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よつて、本件は消防庁舎及び訓練施設等に関する特別委員長の報告どおり継続審査とすることに決定いたしました。

△日程第八 議案第一〇号 令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

○桐野 忠議長 日程第八、議案第十号、令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

議案第一〇号

令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第二百三十三条第三項の規定により、令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算（別冊）を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表

○桐野 忠議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表を願います。（嶋崎鉄也会計管理者登壇）

○嶋崎鉄也会計管理者 ただいま上程になりました議案第十号、令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定についてに関し、令和六年度川越地区消防組合一般会計決算書及び附属書類により決算の概要を御説明申し上げます。

初めに、二ページをお開きください。  
決算額総括表により御説明申し上げます。

予算現額は百一億一千百四十六万五千八百円でござります。歳入につきましては、

調定額七十一億六千二百七十四万七百三十円、収入済額七十一億六千二百四十八万二千七百三十円、収入未済額二十五万八千円で、予算現額に対する決算額の割合は七〇・八四%でございます。歳出につきましては、支出済額六十八億一千八百二十円、翌年度繰越額三十一億二千七百九万二千六百円、不用額一億六千六百九万二千四百十一円で、予算現額に対する決算額の割合は六七・四三%でございます。また、歳入歳出差引残額は三億四千四百二十万一千九百四十一円でございます。

続きまして、決算の主な内容を御説明申し上げます。

十ページをお開きください。

歳入歳出決算事項別明細書により順次御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

一款分担金及び負担金、一項一目負担金につきましては、収入済額五十四億四千二百八十四万七千二百八十二円で、消防組合負担金といたしまして川越市、川島町それぞれの共通経費と非常備消防費、水利施設費、公債費及び川越市の消防用地費からなる個々の経費でございます。

次に、二款使用料及び手数料、一項使用料、一目消防使用料につきましては、収入済額四十四万八千二百九十七円で、行政財産使用料でございます。二項手数料、一目消防手数料につきましては、収入済額四百四十二万二千八百五十円で、危険物製造所等設置許可申請等手数料などでございます。

次に、三款財産収入、一項財産運用収入、一目利子及び配当金につきましては、収入済額はございません。二項財産売払収入、一目物品売払収入につきましては、収入済額二百四十万八千八百五十円で、不用品売払収入でございます。

次に、四款寄附金、十二ページに移りまして、一項寄附金、一目消防寄附金につきましては、収入済額はございません。

次に、五款一項一目繰越金につきましては、収入済額二億一千六百七十七万八千六百九十三円で、前年度剩余金でございます。

次に、六款諸収入、一項一目預金利子につきましては、収入済額はございません。

二項一目受託収入につきましては、収入済額四百二十四万九千三百五十一円で、川越自警消防費に係る受託収入でございます。三項一目雑入につきましては、収入済額一千五百十七万九千四百七円、収入未済額二十五万八千円で、関越自動車道救援業務支弁金、消防基金支払金収入などでございます。収入未済額につきましては、源泉所得税の立替えに係る受託業者からの返還金の滞納によるものでございます。

次に、七款一項組合債、一目消防債につきましては、収入済額十四億五千百万円で、常備消防事業債、次のページに移りまして、川越非常備消防事業債、消防局庁舎建設事業債などでございます。

次に、八款国庫支出金、一項国庫補助金、一目消防費国庫補助金につきましては、収入済額二千五百十四万八千円で、緊急消防援助隊施設整備費補助金などでございます。

以上が歳入決算の主な内容でございます。

続きまして、歳出でございます。

十六ページをお開きください。

一款一項一目議会費につきましては、支出済額四百九十万百三十七円で、報酬及び旅費等で、議会事務に係る経費でございます。

次に、二款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費につきましては、支出済額三百二十五万六百八十三円で、報酬及び報償費等で一般管理事務に係る経費でございます。二目公平委員会費につきましては、支出済額七万二百円で、報酬及び旅費で公平委員会事務に係る経費でございます。二項一目監査委員費につきましては、支出済額三十六万五千百円で、報酬及び旅費で監査事務に係る経費でございます。

次に、三款消防費、一項一目常備消防費につきましては、支出済額四十八億一千七百三十三万三百四十四円、翌年度繰越額二億二千八十四万四千八百円で、給料、職員手当等、共済費、その他常備消防の事務全般に係る経費でございます。

二十四ページをお開きください。

二目常備施設費につきましては、支出済額一億三千九百五十五万三千十一円で、委

託料、使用料及び賃借料、工事請負費、その他常備施設の事務全般に係る経費でございます。三目消防局庁舎建設事業費につきましては、支出済額十四億二千二百五十万円、翌年度繰越額二十一億八千六百九十二万七千八百円で、消防局庁舎建設事業に係る経費でございます。

二十六ページに移りまして、四目消防指令センター整備事業費につきましては、

支出済額百三十万円、翌年度繰越額六億六千三百万円で、消防指令センター整備事業に係る経費でございます。

次に、二項非常備消防費、一目川越非常備消防費につきましては、支出済額七千

七百八十二万四千六百五十七円、翌年度繰越額二千八百五万円で、報酬、共済費、報償費、備品購入費、工事請負費等で、川越市消防団に係る経費でございます。

二十八ページに移りまして、二目川島非常備消防費につきましては、支出済額三千三百八十七万一千二百七円、翌年度繰越額二千八百二十七万円で、報酬、共済費、報償費、備品購入費等で、川島町消防団に係る経費でございます。

三十ページに移りまして、三項水利施設費、一目川越水利施設費につきましては、支出済額一億七百五十六万二百五十四円で、使用料及び賃借料、工事請負費、負担金、補助及び交付金等で、川越市水利施設の管理及び消防水利の増設に係る経費でございます。

次に、四項自警消防費、一目川越自警消防費につきましては、支出済額四百二十四万九千三百五十一円で、工事請負費、負担金、補助及び交付金等で、川越市自警消防隊に係る経費でございます。

三十二ページに移りまして、四款一項公債費、一目元金につきましては、支出済額一億九千三百七十五万九千三百三十九円で、組合分等元金償還金でございます。二目利子につきましては、支出済額八百九十万一千九百四十四円で、組合分等利子償

還金等でございます。

次に、五款一項一目予備費につきましては、支出済額はございません。

以上が歳出決算の主な内容でございます。

なお、三十四ページ以降に記載しております実質収支に関する調書、財産に関する調書、また、別冊で配布させていただきました令和六年度川越地区消防組合一般会計決算資料等を御高覧の上、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上をもちまして令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算の概要説明とさせていただきます。

(佐藤 明代表監査委員登壇)

○佐藤 明代表監査委員 令和六年度川越地区消防組合一般会計決算について監査委員を代表して審査結果の概要を御説明申し上げます。

詳細につきましては、お手元の決算審査意見書を御参照いただきたいと存じます。

本決算について決算書、決算附属書類等を審査いたしましたところ、いずれも法令に基づき、適正に作成されておりました。また、その内容についても計数に誤りは認められず、予算の執行も議決予算の目的に沿い、おおむね適正に行われておりました。

それでは、一般会計の決算収支の状況について申し上げます。

なお、金額につきましては、千円未満を切り捨てた数値で申し上げますので、御了承願います。

当年度の決算額は、歳入が七十一億六千二百四十八万二千円で、前年度に比べて二八・六%増加しており、歳出は六十八億一千八百二十八万円で、前年度に比べて二七・四%増加しております。

次に、歳入決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは組合債十四億五千百万円で、二九八・七%の増加、前年度より減少した主なものは諸収入一千九百四十二万八千円で、六五・七%の減少であります。

続いて、歳出決算額を款別について見ますと、前年度より増加した主なものは消

防費六十六億七百三万三千円で、二八・五%の増加、前年度より減少したものは議会費四百九十万円で、二・四%の減少であります。

令和七年刊行の川越地区消防局消防年報によると、管内における令和六年中の火災件数は百一件、救急出場件数は二万二千四百十件で、いずれも前年度より増加しております。救助出場件数は二百五十七件で、前年度より減少しております。近年、自然災害の複雑多様化・激甚化の傾向が顕著であり、さらには、首都直下型地震の発生も危惧されていることから、消防に対する期待は高まっているものと考えられます。このような状況において、当年度も引き続き、多岐にわたる消防活動に的確に対応しつつ、組織を支える職員の能力向上に努めるとともに、地域における消防防災力の向上を促進してきたことについて評価をいたします。

当年度における消防設備等の整備、更新に関しては、まず、新たな消防活動拠点として整備が進められている川越地区消防局・川越北消防署の新庁舎について、既に着手されている工事に加え、新たに六件の付帯設備の工事等が着工されます。令和八年度の供用開始に向けて今後も引き続き安全かつ着実に事業を進めていくよう要望いたしました。

その他の工事としては、消防署におけるエレベーターの改修等が行われており、

また、車両については、水槽付消防ポンプ自動車等の更新も着実に進められております。消防施設等については、今後も計画的に整備、更新を行い、さらなる消防力の向上に努めるよう期待するものであります。

今後、人口減少や少子高齢化等の進展に伴い、人的、財政的な資源が限られることが見込まれる中で、より効率的で効果的な施策、組織編制等を行うことが重要であるものと思われます。このような状況において本組合が当年度から準備を進め令和七年度から運用を開始した日勤救急隊は、時流に合致した有益な取組であるものと評価いたします。これは高齢化の進展等により増加している救急需要への対策強化の一環として、救急件数が集中する日中帯に対応するために通常の救急隊とは別に編成されたもので、救急サービスのさらなる向上や救急車の現場到着時間の短縮

による救命率の向上を目指すとともに、救急隊一隊当たりの活動時間の平準化や救急隊員の多様な働き方に資する等の効果が期待されているものであります。

このように管内における課題等に係る検討に際しては、効率的かつ効果的な方策となるよう引き続き努めていただきたいと思います。今後も本組合に対する地域からの期待に応えられるよう、構成市町及び関係機関と綿密な連携協力を図りながら、川越地区消防組合基本計画後期基本計画に基づき、消防力の整備、地域における消防防災力の向上及び組織体制の強化を推進することにより、当該計画に掲げた基本理念である「住民が安全・安心を実感できるまち」の実現に向けた、より一層の努力を期待しております。

以上をもちまして令和六年度川越地区消防組合一般会計決算審査意見書の概要説明を終わります。

○桐野 忠議長 提案理由の説明並びに監査委員の決算審査意見の公表は終わりました。

#### △質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、発言を許します。柿田有一議員。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 議案第十号、令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について、何点か御質疑を申し上げます。

提案理由の説明にもあつたとおり、大分決算規模も大きくなっているというふうに感じております。この中でも川越市、川島町からの負担金の規模も伴つて上がっています。過日、川越市の総務財政常任委員会で、川越地区消防組合の負担金の検討状況についての報告をいただきました。具体的に細かな数字なども示していただき、消防力に関する記述もありました。なかなか我々川越の人間ですので、川島の方と、町長なりとお話しする機会も限られますので、藤間副

管理者、消防に関する知見もお持ちでございますので、少しお聞きをしておきたいと思います。

この報告いただいた中に、負担金の検討ということでの報告でしたが、消防力、それから負担金の金額に関する記述が細かく載っていました。そこで、藤間副管理者にお伺いをします。この消防組合の負担金から考える川島町の消防力について、どのように受け止め考えているのか、藤間副管理者の考え方をただしておきたいと思います。

次に、二点目、こうした消防力や負担金の話、それから財政、市町のそれぞれの財政状況に伴つて、なかなか近年、財政状況も厳しいという認識を現場の方、いずれも持たれていると思います。森田市長、管理者が就任されて、しばらくをして、経費削減に関する依頼文書、通知文書が出されたそうであります。出したのは川越市長森田初恵さんから消防組合管理者の森田初恵様ということで、経費削減の依頼文書が出されていました。その中では、なかなか厳しいというんでしようか、それぞれ消防行政全般に関わる削減をお願いする依頼文書でした。

まず、この経費削減の依頼文書を発出した意図、それから文書を受けて管理者として歳出削減をどういうふうに考えて取り組むのかお伺いをしておきます。

以上、一回目といたします。

(藤間 隆副管理者登壇)

○藤間 隆副管理者 消防組合負担金から考える川島町の消防力につきまして答弁申しあげます。

消防力につきましては、消防組合全体で署所や消防車両等の配置が適切に行われていると認識しておりますと、やや多くの消防力が配置されていると思つてございます。現在、新消防庁舎の建設が進められており、来年度には消防局、川越北消防署が移転することを考慮しまして、現川島町消防署を分署に再編することで川島町の消防力を維持してまいりたいと考えてございます。

以上です。

（森田初恵管理者登壇）  
○森田初恵管理者 御答弁申し上げます。

当該依頼文書は、川越市、川島町とともに少子高齢化による扶助費の増加や物価、人件費の高騰による物件費の増加等により大変厳しい財政状況であるため、消防組合についても歳出の見直しについて協力してほしいという趣旨で発出されたものでございます。

次に、文書を受けて管理者としての考えでございますが、消防の予算は約七割を人件費が占めており、そのほか消防車両の整備、庁舎改修などで大部分を占めているのが現状であります。また、現在、新消防庁舎建設事業及び消防指令センター事業が進められており、今後、予算に占める公債費の増加が見込まれています。このことから消防力を維持しつつ歳出の削減に努めていきたいと考えております。  
以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

まず、藤間副管理者に関しては、川島町の消防力に関する認識をいただきました。少し踏み込んだ再編に関する意図もお伺いしました。一定程度、再編は必要だらうということを現場レベル、市町のレベルでも話し合つて進めていくというふうに改めて理解をしたところです。

さて、経費削減の話、管理者から答弁があつたとおり、財政状況のために当組合員のその努力が必要だという認識でやられているということですが、御答弁のところ約七割を人件費が占めるということ、それから車両や資機材等、それと今後増える公債費については、現在進められている新庁舎の問題がとても大きい部分を占めるだらうなというような答弁のとおりであります。

この依頼文書を私が見たときに、人件費七割ですので、それからこの依頼文書には消防局だけでなく消防団の費用削減についても書かれていたので、単純に考えると、どういうふうに削減をするのか、政策変更なのかそうではないのかということ

が気になつたわけです。今、答弁の中では消防力を維持しつつというふうにありますので、政策変更ではなく努力をして削減をすることになつてくるのかなというふうに感じたところです。

この消防力を維持しつつということが現場にとつてはとても重要だらうなど、ここがないどこまで自分たちは削減を迫られているのかということになつてくるのかなだらうと、現場の士氣にも関わりますので、今後進め方について慎重に対応していただきたいと。特に依頼文書にはスケジュールもかなり厳しいスケジュールが示されて、たしか令和十二年に計画をある程度完了し、令和十三年から実行してほしいというようなことも書かれていたんですが、現在、庁舎が建築のさ中なので、このあたりのスケジュールについては、ぜひ柔軟に対応していただきたいというふうに感じた次第であります。

そこで、それではどういうふうに経費削減をしていくのだろうということで、決算ですので少し令和六年度の取組と今後どういうふうに現場が取り組んでいくのか少しお伺いしておきたいと思います。

人件費に関しては、特に、この間、定年延長が図られて順次六十五歳まで定年が段階的に延長されるということになつて、消防職員の年齢構成が比較的高い層になつてくるだらうというふうに感じられます。先ほど監査結果審査意見書の中にも日勤救急隊の配置の話などもありましたが、この比較的高齢化すると想定されるこの職員の状況について、人件費に関する部分ですで、少しお伺いをしておきたいと思います。

一点、今後五年間の六十歳を超える職員の推移、定年延長に伴う退職金の額の推移、職員の高齢化に対する対策についてお伺いをいたします。

続いて、消防力のもう一つ、消防車両も比較的金額の大きい更新が必要なものであります。消防車両についてはどういったときに更新が必要になるかということをある程度明確に基準等が定められているというふうに思います。技術的に、それから一般的に認知をされた知見に基づいて更新をされていると思いますが、消防車両

の更新基準、それと現状の更新状況についてお伺いをします。

また、併せて、消防ポンプ自動車については、火災以外にも現状で運用されていますけれども、この火災以外の運用がどのようになつてあるのかお伺いしておきます。

車両についてはもう一点、救急自動車の更新についてもお伺いしたいと思います。特に、今、救急の事例が大変増えていると、出動が二万一千という、先ほどお話をされましたがあが、大変たくさん運用されているというふうに思います。聞くところによると、朝出動されて現場に到着、現場作業が終わつたら、そこから別の現場に行くくということでなかなか署に帰つてこない、一日中で運用されているというような厳しい状況なども聞きますが、この高規格救急自動車の更新基準についても同様にお伺いします。また、更新状況と救急の現状についてお伺いをいたします。

二回目の最後ですが、歳出削減、もう既に現場でも認識をされ、いろいろと歳出削減の努力はされていると思いますけれども、歳出削減に向けてどのような取組を現状しているのかについてお伺いをして二回目といたします。

(落合昭仁総務課長登壇)

○落合昭仁総務課長 今後五年間の六十歳を超える職員の推移、定年延長に伴う退職金の額の推移、職員の高齢化に対する対策について御答弁申し上げます。

まず、今後五年間の六十歳を超える職員数の推移でございますが、令和五年度から隔年で一歳ずつ定年年齢が引き上げられたことにより、今年度六十二歳である定年年齢が令和九年度に六十三歳、令和十一年度に六十四歳、令和十三年度に六十五歳に段階的に引き上げられることとなります。これに伴い本組合の六十歳を超える職員数の推移は、今年度は六十一歳となる職員で一名、来年度が六十二歳までの職員で計六名、令和九年度が六十二歳までの職員で計十名、令和十年が六十三歳までの職員で計二十五名、令和十一年度が六十三歳までの職員で計二十四名、令和十二年度が六十四歳までの職員で計三十六名となります。

次に、退職手当金の額の推移につきましては、定年年齢まで勤めると想定した場

合、一人につき一千五百万円として計算しますと、今年度は定年退職なし、令和八年度が一名で一千五百万円、令和九年度は定年退職なし、令和十年度が五名で一億二千五百万円、令和十一年度は定年退職なし、令和十二年度が十名で二億五千万円となります。

次に、職員の高齢化に対する対策についてでございます。当組合では現在、将来的な職員の高齢化を見据え、職員の体力維持に資する対策、健康状態や経験等を踏まえた適材適所の人員配置、中長期的なキャリアパスを形成するための施策、消防資機材の見直しをはじめ消防力の維持確保を図っていくための対策の実施及び検討を進めております。

以上でございます。

(水村泰之警防課長登壇)

○水村泰之警防課長 所管事務について御答弁申し上げます。

しているものでございます。  
以上でございます。

(本澤 哲救急課長登壇)

○本澤 哲救急課長 所管事務について御答弁申し上げます。

高規格救急自動車の更新基準及び更新状況についてでございますが、高規格救急自動車の更新基準につきましては、七年または十五万キロ以上と定めております。令和六年度の更新状況につきましては、川越中央消防署及び川越西消防署の高規格救急自動車一台を基準のとおり更新しております。

次に、救急の現状についてでございます。令和六年の救急出場件数は二万二千四百十件で、一日の平均出動件数は六十一・四件、住民二十・七人に一人が救急搬送されたことになり、高齢者の搬送割合が過去十年で初めて六割を超える増加傾向でございます。一九番通報から現場到着するまでの平均所要時間は十・五分で、コロナ禍前の令和元年の九・三分と比べ一・二分延伸しております。不搬送事案を除く救急出場一件当たりの総合所要時間の平均は一時間五十四分でございます。また、住民からの救急要請が重なり救急隊全隊が出場した件数は九十七回あり、直ちに救急出場できない場合、消防隊が先行出場して対応しているものでございます。

以上でございます。

(武笠 浩次長登壇)

次に、車両更新の状況でございますが、車両更新計画に基づき更新時期を迎えた対象車両の車両状況及び積載資機材状況を精査し更新を行つております、おおむね計画のとおり執行できているものでございます。

最後に、消防ポンプ自動車の火災以外の運用についてでございますが、災害時の運用では、交通事故などで救助出場、救急隊の支援や救急逼迫における救急支援出場、自動火災報知設備の発報や危険物排除などの警戒出場がございます。また、平時では、管内の地理調査や消防水利の管理、防火対象物の立入検査、福祉施設などの特殊消防対象物に対する警防調査、自主防災組織に対する訓練指導などで運用

歳出を削減する取組をいたしまして、まず、事務事業の見直しを進め、文書の一バーレス化や会議、研修のウェブ開催、届出の電子申請などDX化を推進し、事務の効率化を図るとともに、職員を適正に配置して時間外勤務手当等、人件費の削減に努めております。

次に、消防車両及び消防資機材に関する歳出削減についてでございますが、消防車両は、車両配置計画の見直しを行い、はしご付消防自動車の減車や救助工作車に

消防ポンプを搭載することで消防ポンプ自動車一台の減車を予定しています。また、消防資機材については、保守点検等維持管理費用のかからない低コストの資機材に切替えを進めているほか、現在、各種災害に対する活動計画等の見直しを行つており、消防資機材の保有数についても検討を進め、消防力を維持しつつ歳出削減に努めてまいります。

以上でございます。

(柿田有一議員登壇)

○柿田有一議員 それぞれ御答弁をいただきました。

退職者について、定年延長に伴う話はちょっと先になりますけれども、令和十二年あたりになると結構多くなってくるかなということで、少し先も見ながら考えていただくと、当然ですが、高齢化に伴う事務のやり方についても見ておく必要があるだろうというふうに思います。また、車両については、おおむね更新計画どおりの更新のようですが、特に救急車両については、七年もない、距離のほうが先におそらく来るだろうなというのが実際の運用だというふうに思います。救急搬送の時間が少し延びているのが気がかりで、全車両出ているところで救急自動車以外の車両で先着して対応するなど気になる部分もありますので、状況はよく見ておいていただきたいと思います。

答弁の中に不搬送事案を云々という言葉がありましたが、この不搬送については少し注意をして見てください。不搬送の結果、その後必要だったという事例がニュース等でも報道されています。また、高齢者がなかなか難しい状況の中、救急車を呼ぶ事例もあるので、この不搬送の事案については少し注意をしながら状況を見て、適切な搬送をしていただきたいというこの点は申し上げておきます。

さて、歳出削減の努力は、それぞれやられているのはよく分かりました。一方で、財政削減が人件費に及ぶことに対する危惧も現場からは出されているだろうというふうに感じております。昨今、消防団からは我々、日常よく団員の方とお会いする機会があつて、消防団に入つてくれる方を何とかしてくれというようなこともたく

さん頼まれます。

なかなか自営業の方が減つてはいる中で、そういうところが難しくなつてているのは事実ですが、そういうような事情もある中で経費削減がやつてくるということ、もう一つは、消防の職員そのものも採用がなかなか難しくなつてくる状況があります。近隣の消防に行つてしまつたり、東京も近いですので東京の消防に行かれたりする方、身近な住民でもすごくいらっしゃるんですよね。その中で消防職員の士気を維持するというのはなかなか苦労もあるだろうというふうに思います。

○浅見 篤消防局長登壇)

(浅見 篤消防局長登壇)

○浅見 篤消防局長 歳出の削減に向けてどのような取組をしているのかについて御答弁申し上げます。

消防局における経費削減につきましては、昨年度から、消防力の低下を招かぬよう、過去の災害と活動状況等を検証し、効果的な消防車両の車種及び配置並びに出場体制を見直すことで車両運用、手当等の経費削減を図り、庁舎移転に向け事務を進めており、資機材管理についても着手しているところでございます。また、働き方改革や仕事と家庭の両立など社会情勢と照らし合わせ、効率的な人事配置等について現在検討しているところでございます。さらに、予算の七割を占めます人件費の見直しについても検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、市民、町民の安全安心を確保するとともに、働く職員の士気を高揚させ、住民サービスの向上の下に経費削減に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○桐野 忠議長 以上で通告による質疑は終わりました。他に御質疑ありませんか。

○これをもつて質疑を終結いたします。

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は認定することに決定いたしました。

○桐野 忠議長 「異議なし」と言う者がいる

よつて、これより本件の採決を行います。本件を認定することに御異議ありませんか。

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。  
(浅見 篤消防局長登壇)

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十一号、救助工作車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

○浅見 篤消防局長 二十一年二月二十三日に購入、十六年七か月が経過し著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種は日野四サイクルディーゼルエンジンで、全長七千七百三十五ミリメートル、全幅二千四百二十ミリメートル、全高三千三百ミリメートル、総排気量五千五百二十  
三cc、乗車定員は六人でございます。主な装備といたしましては、ウインチ、クレ  
ーン、照明装置のほか、消防ポンプ、六百リットルの水槽を装備し、救助資機材を  
積載した車両でございます。

△日程第九 議案第一一號 救助工作車の取得について  
○桐野 忠議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第九、議案第十一号、救助工作車の取得についてを議題といたします。

議案第一一號

救助工作車の取得について

次のとおり救助工作車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条  
例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき  
契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求め  
る。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△質疑・討論・採決  
○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありま  
せんか。○これをもつて質疑を終結いたしました。

○桐野 忠議長 討論に入ります。討論はありません。  
○桐野 忠議長 これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異  
議ありませんか。

△提案理由の説明 (消防局長)

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一〇 議案第一二号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

○桐野 忠議長 日程第十、議案第十二号、水槽付消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一二号

水槽付消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり水槽付消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）  
○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。  
(浅見 篤消防局長登壇)

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十二号、水槽付消防ポンプ自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

取得する水槽付消防ポンプ自動車につきましては、現在、川越北消防署南古谷分署に配備されており、平成二十三年一月二十四日に購入、十四年八か月が経過し著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでござります。

車種はいすゞ四サイクルディーゼルエンジンで、全長七千ミリメートル、全幅二千四百ミリメートル、全高三千二百ミリメートル、総排気量五千百九十三cc、乗車定員が六人でございます。主な装備といたしましては、消防ポンプのほかに千五百リットルの水槽、動力付ホース延長用資機材、吸管巻取装置を装備した車両でございます。

令和七年八月一日の五業者による指名競争入札の結果により、落札業者の埼玉消防機械株式会社西部営業所から消費税等を含め八千三百四十六万四千八百十円で取得しようとするものでございます。取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第十一号参考資料に記載のとおりでございます。  
以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありますか。一これをもつて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一一 議案第一三号 消防ポンプ自動車の取得について

○桐野 忠議長 日程第十一、議案第十三号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一三号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十三号、消防ポンプ自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

取得する消防ポンプ自動車につきましては、現在、川越市消防団高階分団に配備されており、平成二十一年一月三十日に購入、十六年八か月が経過し著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種はいすゞ四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百ミリメートル、全幅千九百ミリメートル、全高二千七百ミリメートル、総排気量一千九百九十九cc、乗車定員は六人でございます。主な装備としては、消防ポンプのほか、ホース延長用資機材を装備した車両でございます。

令和七年八月一日の五業者による指名競争入札の結果により、落札業者の株式会社サイボウから消費税等を含め三千九十二万一千円で取得しようとするものでございます。取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第十三号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありますか。一これをもって質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よつて、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よつて、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一二 議案第一四号 消防ポンプ自動車の取得について

○桐野 忠議長 日程第十二、議案第十四号、消防ポンプ自動車の取得についてを議題といたします。

議案第一四号

消防ポンプ自動車の取得について

次のとおり消防ポンプ自動車を取得するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求める。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

- 浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十四号、消防ポンプ自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。
- 桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。
- (浅見 篤消防局長登壇)

- 浅見 篤消防局長 ただいま上程にはなりました議案第十四号、消防ポンプ自動車の取得について提案理由を御説明申し上げます。

取得する消防ポンプ自動車につきましては、現在、川島町消防団第五分団に配備されており、平成二十一年一月三十日に購入、十六年八か月が経過し著しく老朽化しておりますことから、今回更新をお願いしようとするものでございます。

車種はいすゞ四サイクルディーゼルエンジンで、全長五千七百ミリメートル、全幅千九百ミリメートル、全高二千七百ミリメートル、総排気量二千九百九十九cc、乗車定員は六人でございます。主な装備といたしましては、消防ポンプのほか、ホース延長用資機材を装備した車両でございます。

令和七年八月一日の五業者による指名競争入札の結果により、落札業者の株式会社サイボウから消費税等を含め三千七十万一千円で取得しようとするものでございます。取得概要、概略図及び入札結果につきましては、議案第十四号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

- 桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

- 桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありませんか。一これをもつて質疑を終結いたします。
- 討論に入ります。討論はありません。
- よつて、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異

- 桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よつて、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

- △日程第一三 議案第一五号 川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約について

- 桐野 忠議長 日程第十三、議案第十五号、川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約についてを議題といたします。

#### 議案第一五号

川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約について

次のとおり工事請負契約を締結するため、川越地区消防組合において制定すべき条例のうち川越市条例を準用する条例第二条において準用する議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求める。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森田 初恵

△提案理由の説明（消防局長）

- 桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

- (浅見 篤消防局長登壇)
- 浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十五号、川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）請負契約について提案理由を御説明申し上げます。

契約の目的は、川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（その一）で、

随意契約により前田・岩堀特定建設工事共同企業体と三億三千四百四十万円で請負契約を締結しようとするものでございます。

工事概要等につきましては、議案第十五号参考資料に記載のとおりでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありますか。—これをもつて質疑を終結いたします。

○桐野 忠議長 討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一四 議案第一六号 川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約の変更について

○桐野 忠議長 日程第十四、議案第十六号、川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約の変更についてを議題といたします。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約の変更について  
川越地区消防局・川越北消防署新築工事請負契約（令和五年十一月二十七日議決

第十八号）を次のとおり変更する。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森田初恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十六号、川越地区消防局・川

越北消防署新築工事請負契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

変更の内容につきましては、建設資材価格及び労務単価に著しい変動が生じたため、川越地区消防組合建設工事標準請負契約約款第二十六条第五項の適用及び別途工事で実施した造成工事において想定された土量を確保できなかつたため、現況地盤高が当初の計画より低く、今後の本工事の施工に支障を来すため盛土工事を追加することに伴い、契約金額を八千三百八十一万七百二十三円増額しようとするものでございます。また、盛土工事の追加に伴い工期を四十六日間延長しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありますか。—これをもつて質疑を終結いたします。

○桐野 忠議長 討論はありません。

よってこれより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

増額しようとするものでござります。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△日程第一五 議案第一七号 川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約の変更について

○桐野 忠議長 日程第十五、議案第十七号、川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案第一七号  
川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約の変更について

川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負契約（令和五年十一月二十七日議決第十九号）を次のとおり変更する。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十七号、川越地区消防局・川

越北消防署新築電気設備工事請負契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

変更の内容につきましては、川越地区消防局・川越北消防署新築工事において盛土工事を追加することに伴い、付帯工事である本工事の工期を四十六日間延長しようとするものでございます。また、工期延長に伴い契約金額を四百九十一万七千円

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありますか。一これをもつて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△日程第一六 議案第一八号 川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約の変更について

○桐野 忠議長 日程第十六、議案第十八号、川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案第一八号  
川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約の変更について

川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約（令和五年十一月二十七日議決第二十号）を次のとおり変更する。

令和七年十月一日提出  
川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約（令和五年十一月二十七日議決第二十号）を次のとおり変更する。

川越地区消防組合管理者 森田初恵

△日程第一七 議案第一九号 川越地区消防局・川越北消防署新築給排水その他設備工事請負契約の変更について

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十八号、川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

変更の内容につきましては、川越地区消防局・川越北消防署新築工事において盛土工事を追加することに伴い、付帯工事である本工事の工期を四十六日間延長しようとするとするものでございます。また、工期延長に伴い契約金額を二百一十九万一千三百円増額しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありますか。—これをもつて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

川越地区消防組合管理者 森田初恵

△日程第一七 議案第一九号 川越地区消防局・川越北消防署新築給排水その他設備工事請負契約の変更について

○桐野 忠議長 日程第十七、議案第十九号、川越地区消防局・川越北消防署新築給排水その他設備工事請負契約の変更についてを議題といたします。

議案第一九号

川越地区消防局・川越北消防署新築給排水その他設備工事請負契約の変更について

川越地区消防局・川越北消防署新築給排水その他設備工事請負契約（令和六年五月一日議決第四号）を次のとおり変更する。

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森田初恵

△提案理由の説明（消防局長）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

（浅見 篤消防局長登壇）

○浅見 篤消防局長 ただいま上程になりました議案第十九号、川越地区消防局・川越北消防署新築給排水その他設備工事請負契約の変更について提案理由を御説明申し上げます。

変更の内容につきましては、川越地区消防局・川越北消防署新築工事において盛土工事を追加することに伴い、付帯工事である本工事の工期を四十六日間延長しようとするとするものでございます。また、工期延長に伴い契約金額を二百一十九万三千五百円増額しようとするものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。



三十五ページの第三表繰越明許費補正のとおりに追加しようとするものでございます。

第四条、債務負担行為は、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を第四表債務負担行為のとおりに定めようとするものでございます。

第五条、地方債の補正は、消防局庁舎建設事業費の起債限度額を歳入予算補正後の組合債の金額に合わせ、三十六ページの第五表地方債補正の金額に変更しようとするものでございます。

続きまして、別冊の令和七年度川越地区消防組合一般会計補正予算説明書（第二号）により御説明申し上げます。

初めに、三ページの歳出を御覧いただきたいと存じます。

常備消防費でございます。消防局庁舎建設事業費六千二百四十万円の減額は、訓練塔工事の工期延長に伴い外構工事費用の一部を令和八年度に付け替える必要が生じたことから、消防局庁舎建設事業（造成等）の減額をしようとするものでございます。

続きまして、歳入に移らせていただきます。

二ページの歳入を御覧いただきたいと存じます。

分担金及び負担金五百二十万円の減額は、消防局庁舎建設事業費の減額に伴い消防組合負担金を減額しようとするものでございます。

次に、消防債五千七百二十万円の減額は、消防局庁舎建設事業債といたしまして、事業費の減少に伴い減額しようとするものでございます。

以上、御説明申し上げました内容が一ページにございます歳入歳出補正予算事項別明細書の総括にまとめたものの概要でございます。

なお、四ページにございます附表一、継続費に関する調書及び六ページにございます附表二、債務負担行為に関する調書及び六ページにございます附表三、地方債に關する調書につきましては、説明は省略させていただきます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願ひ申し

上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

△質疑・討論・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。質疑の通告はありません。質疑はありますか。一これをもつて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありません。

よって、これより本件の採決を行います。本件を原案どおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者がいる）

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案どおり可決することに決定いたしました。

△追加議案提出

○桐野 忠議長 管理者より追加議案の送付がありましたので、追加議案の提出書を書記に朗読させます。

（原田 剛書記朗読）

川消総発第三八二号

令和七年十月一日

川越地区消防組合議会議長 桐野 忠 様

川越地区消防組合管理者 森田 初 恵

追加議案の提出について（通知）

令和七年本組合議会第三回定例会に、次の追加議案を提出いたします。

記

一 監査委員の選任につき同意を求めることがあります。

## △日程追加

○桐野 忠議長 お諮りいたします。ただいま追加になりました一件を日程第十九として日程に追加し、これを議題とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

## △日程第一九 同意第四号 監査委員の選任につき同意を求めるについて

○桐野 忠議長 日程第十九、同意第四号、監査委員の選任につき同意を求めるについてを議題といたします。

## 同意第四号

監査委員の選任につき同意を求めるについて

次の者を本組合監査委員に選任したいので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により、議会の同意を求める。

川越市大字今福三八六番地

矢 部 竹 雄

昭和三十二年十月十四日生

令和七年十月一日提出

川越地区消防組合管理者 森 田 初 恵

## △質疑・採決

○桐野 忠議長 これより質疑に入ります。御質疑ありませんか。—御質疑なしと認めます。質疑を終結いたします。

本件は人事案件でありますので、討論を省略し採決に入ります。

これより本件の採決を行います。本件を同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者がいる)

○桐野 忠議長 御異議なしと認めます。よって、本件は同意することに決定いたしました。

## △提案理由の説明（管理人）

○桐野 忠議長 提案理由の説明を願います。

(森田初恵管理者登壇)

○森田初恵管理者 ただいま上程になりました同意第四号、監査委員の選任につき同意を求ることについての提案理由の御説明を申し上げます。

△閉会  
○桐野 忠議長 以上をもつて川越地区消防組合議会第三回定例会の議事全部を終りました。よって、これをもつて会議を閉じます。  
閉会いたします。

本組合監査委員、佐藤明氏が本年十月十三日をもつて任期満了となりますので、その後任者の人選に努めてまいりましたところ、ここに矢部竹雄氏を本組合監査委員の適任者と認めるに至りましたので、川越地区消防組合規約第十四条第二項の規定により議会の御同意を求めるものであります。

同氏は昭和三十二年生まれで川越市大字今福に御在住であります。昭和五十七年に川越市に就職され、平成三十年三月に定年退職されるまでの間、総務部職員課長、総務部副部長、政策財政部長、総合政策部長等の要職を務められました。その後、平成三十年四月から令和五年三月まで公益財団法人川越市勤労者福祉サービスセンター常務理事を務められていました、人格が高潔で優れた識見を有する方であります。議員各位におかれましては、何とぞ速やかに御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○桐野 忠議長 提案理由の説明は終わりました。

午後二時三十九分 閉会

△会議の結果

日程第一 一

議席の指定及び一部変更について

日程第一二 二

議案第一四号

消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第二 二

議長指定のとおり議席の指定及び一部変更を行つた。

会期決定について

本日一日間と決定した。

日程第三 三

議案提出書の公表について

議案提出書を公表した。

日程第四 四

地方自治法第一百二十二条第一項の規定による出席者の報告について

出席者の一覧を配布した。

日程第五 五

会議録署名議員指名について

議長指名のとおり決定した。

日程第六 六

監査結果の報告について

監査結果の提出について報告した。

日程第七 七

消防庁舎及び訓練施設等に関することについて

委員会の結果について委員長が報告し、委員長の報告

告どおり継続審査とした。

日程第八 八

議案第一〇号 令和六年度川越地区消防組合一般会計歳入歳出決算認定について

原案認定

日程第九 九

議案第一一〇号 救助工作車の取得について

原案可決

日程第一〇 一〇

議案第一二〇号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第一一 一

議案第一三号

消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第一二 二

議案第一四号

消防ポンプ自動車の取得について

原案可決

日程第一三 三

議案第一五号

川越地区消防局・川越北消防署新築外構整備工事（そ

の一）請負契約について

日程第一四 四

議案第一六号

川越地区消防局・川越北消防署新築電気設備工事請負

更について

日程第一五 五

議案第一七号

川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負

契約の変更について

日程第一六 六

議案第一八号

川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負

契約の変更について

日程第一七 七

議案第一九号

川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負

契約の変更について

日程第一八 八

議案第二〇号

川越地区消防局・川越北消防署新築空調設備工事請負

契約の変更について

日程第一九 九

同意第 四号

監査委員の選任につき同意を求めるについて

同 意